
プロジェクト 保険契約

項目 公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」の概要、コメント対応方針案及びコメント文案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 7 月 28 日に公表した公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」（以下「本公開草案」という。）の提案の概要、コメント対応方針案及びコメント文案についてご説明することを目的としている。なお、本公開草案のコメント期限は 2021 年 9 月 27 日である。

II. 経緯¹

2. 多くの保険企業は、IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的な免除²を利用して、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号「保険契約」を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に同時に初めて適用する（BC2 項³）。
3. しかし、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号は、経過措置が次のとおり異なっている（BC3 項）。

(1) IFRS 第 17 号は、適用開始日⁴の直前期⁵について IFRS 第 17 号を適用して比較

¹ 日本の保険会社は、概ね、本公開草案の対象外であると考えられる。

① 日本の保険企業の太宗は IFRS の初度適用であり、初度適用では比較情報は IFRS 第 9 号及び IFRS 第 17 号を遡及適用して表示されるため、本公開草案が想定している状況は発生せず、本公開草案の対象外と考えられる。

② 日本の既に IFRS を任意適用している保険企業で 2023 年 1 月以降に IFRS 第 17 号に移行する企業は、既に IFRS 第 9 号を適用しているため、本公開草案が想定している状況は発生せず、本公開草案の対象外と考えられる。

③ 日本の保険会社で本公開草案の対象となるのは、IFRS 第 9 号の一時的な免除（脚注 2 参照）を適用している欧州等に親会社を持つ保険会社の日本法人と考えられる。

² IFRS 第 9 号は 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から発効しているが、IFRS 第 17 号は 2023 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から発効する。IFRS 第 4 号「保険契約」（IFRS 第 17 号により廃止される）は、活動が保険に支配的に関連している企業（保険企業）に対し IFRS 第 9 号の適用の一時的な免除を与えており、2023 年 1 月 1 日より前に開始する事業年度について IFRS 第 9 号ではなく IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用することを認めている。

³ 本資料で参照している項番号は、特記なき限り本公開草案の項番号である。

⁴ IFRS 第 17 号 C2 項(a)は、IFRS 第 17 号の適用開始日は、企業が IFRS 第 17 号を最初に適用する事業年度の期首であると規定している。

⁵ IFRS 第 17 号 C2 項(b)は、IFRS 第 17 号への移行日は適用開始日の直前の事業年度の期首であると規定している。しかし、企業が IFRS 第 17 号の C25 項を適用するにあたり、それより古い期間について修正再表示した比較情報を自発的に表示する場合は、移行日は表示した最も古い修正再表示した比較対象期間の期首となるとしている。

情報を表示する（修正再表示する）ことを企業に要求している。

(2) IFRS 第 9 号は、比較情報の修正再表示を認めているが、要求はしていない。

また、IFRS 第 9 号は、適用開始日前に認識の中止が行われた項目についての比較情報の修正再表示を認めていない。

4. こうした経過措置の相違により、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報において、IFRS 第 9 号について金融資産を修正再表示していない状況で重大な一過性の会計上のミスマッチが生じ、比較情報の有用性に重大な影響を与える可能性があるという情報が一部の企業から寄せられた (BC4 項から BC6 項)。
5. そこで、本公開草案は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報の有用性を改善できるようにするための IFRS 第 17 号の狭い範囲の修正として、企業が当該金融資産に後述する「分類上書き」(IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように比較情報を表示すること)を適用することを認めることを提案している (BC7 項)。

III. 本公開草案の概要

修正案の概要

分類上書きの概要及び適用条件

6. 本公開草案は、一定の要件の下、企業が分類上書きを適用して比較情報を表示することを認めることを提案している。分類上書きの適用は任意であり、適用する場合にはその旨を開示しなければならないとしている (C28A 項)。
7. 分類上書きは、本資料第 8 項の要件を満たす金融資産の分類を、合理的で裏付け可能な情報を使用して、IFRS 第 9 号の適用開始時の予想される分類と一致させ、当該分類を使用して IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように比較情報を表示することを企業に認める処理である (IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における減損の要求事項を適用することは要求されない。) (C28B 項、C28C 項及び BC12 項から BC16 項)。
8. 分類上書きは、次の条件をすべて満たすときに適用可能である。
 - (1) 企業は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する (C28A 項)。
 - (2) 比較情報は、IFRS 第 17 号について修正再表示されている⁶ (C28E 項(b)及び

⁶ C28E 項では、分類上書きは IFRS 第 17 号への移行日前の報告期間についての比較情報には適

BC20 項から BC21 項)。

(3) 比較情報は、IFRS 第 9 号について修正再表示されていない(対象となる金融資産については本項(4)も参照)(C28A 項及び BC11 項)。

① IFRS 第 9 号を適用して比較情報を修正再表示する企業については、比較対象期間に認識の中止が行われた金融資産のみに適用可能である(IFRS 第 9 号は、比較対象期間に認識の中止が行われた金融資産に適用されないからである)。

② IFRS 第 9 号を適用して比較情報を修正再表示しない企業については、すべての金融資産について適用可能である。

(4) 金融資産は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連する活動に関して保有されている(C28E 項(a)及び BC19 項)。

なお、分類上書きは金融商品ごとに適用可能とされている(BC17 項及び BC18 項)。

分類上書きの具体的な適用

(移行日(2022年1月1日⁷)における処理)

9. 金融資産が IFRS 第 9 号の適用開始時にどのように分類されると企業が予想するかを決定するために、移行日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない(例えば、IFRS 第 9 号への移行に備えるために行った予備的な評価を使用して)(C28B 項及び BC12 項)。

10. 前項に基づき、企業は金融資産を次のような分類とすることができる(BC13 項)。

(1) 負債性金融商品：償却原価、純損益を通じて公正価値、又は、その他の包括利益を通じて公正価値

(2) 資本性金融商品：純損益を通じて公正価値、又は、公正価値で公正価値変動はその他の包括利益

11. 金融資産の従前の帳簿価額と分類上書きの適用により生じた移行日現在の帳簿価額との差額は、移行日において期首の利益剰余金(又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目)に認識しなければならない(C28C 項及び BC14 項)。

用しない旨が記載されている。

⁷ 事業年度の末日が 12 月 31 日の企業で、IFRS 第 17 号の適用日は 2023 年 1 月 1 日、移行日は 2022 年 1 月 1 日であると仮定している。

(適用日(2023年1月1日⁷)における処理)

12. 分類上書きは IFRS 第 9 号の経過措置を修正しないことから、IFRS 第 9 号の適用開始日において引き続き認識される金融資産に IFRS 第 9 号の要求事項を適用することが要求される。よって、企業が移行日において決定した金融資産の IFRS 第 9 号の適用時における予想される分類(事前分析)について、適用日において引き続き認識される金融資産の分類(事前分析)が正しいかどうかを評価することが必要になる。予想された分類(事前分析)が適切ではなくなっている場合には、企業は比較情報を適切な分類に従って更新することが必要となる(C28D 項及び BC25 項から BC27 項)。

修正案の論拠⁸**目的**

13. 分類上書きの目的は、第 4 項に記載の一過性の問題を実利的かつ的を絞った方法で解決しつつ、他の点では IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の経過措置を変更しないことである。IASB は、このアプローチは意図しない結果や IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の導入への混乱のリスクを低減させると考えている(BC8 項)。

IFRS 第 17 号を発効日に非常に近い時点で修正することについて

14. IASB は、IFRS 第 17 号を発効日に非常に近い時点で修正することは、IFRS 第 17 号の導入のための安定的な基礎を提供するという意図と不整合に見える可能性があることを認識したが、企業が経過措置の相違の重大な影響(特に、会計上のミスマッチの潜在的な大きさ)に気付いたのが導入の進んだ段階であったことから、新たな経過的な救済措置をこの時点で導入することは正当化されると考えている。さらに、IASB は、提案している分類上書きが次のようであることから、この修正案は導入を混乱させずに適時な方法で最終確定することができると結論を下した(BC9 項)。

- (1) 任意の救済措置であり、したがって、企業に変化を強制するものではない。
- (2) 適用開始時の比較情報の表示のみに関するものであり、したがって、適用開始日後の IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用には影響を与えない。

分類上書きの処理**(IFRS 第 9 号の適用開始時の予想される分類及び当該分類による測定)**

15. IASB は、企業が移行日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して、金

⁸ 本公開草案に付属する「結論の根拠」の内容を要約している。

融資産の予想される分類を決定することを提案している（例えば、IFRS 第 9 号への移行の準備のために行った事業モデル及びキャッシュ・フロー特性の予備的な評価を使用して）。しかし、分類上書きの適用は、融資産の分類を決定するために企業が IFRS 第 9 号が要求している評価を完了することを要求してはいない（BC12 項）。

16. IASB は、分類上書きを適用する企業の測定への影響を検討し、分類上書きを適用する目的上、企業は IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における減損の要求事項を適用することを要求されないことを提案している。企業は比較情報の有用性を改善することを望んでいるために分類上書きを適用するが、一部の企業は IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用するための準備がまだできていない可能性があるとして IASB は考えた。IASB の考えでは、これらの企業が分類上書きを適用することを禁止すべきではない。たとえ企業が IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用しない場合であっても、比較情報はやはり改善されるからである（BC15 項）。

（分類上書きの便益）

17. IASB は、分類上書きは財務諸表利用者にとっての情報の喪失を生じさせず、比較情報の有用性を高めるであろうと予想している。分類上書きが適用される融資産についての比較情報は、IFRS 第 9 号と整合的となるからである。したがって、分類上書きは、期間ごとの比較可能性を高める可能性がある（BC22 項）。
18. IASB は、IFRS 第 9 号の経過措置の変更を提案しておらず、適用開始日前に IFRS 第 9 号を融資産に適用することを企業に要求しようとはしていない。IFRS 第 9 号の適用開始が近づいている企業にとって大きな負担となるからである。分類上書きを融資産に適用することは、比較情報を表示する目的だけのためにそれらの融資産に IFRS 第 9 号を適用することを企業に要求することを避けることができる（BC23 項）。
19. IASB は、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 9 号を適用する準備段階において、一部の企業が過去の報告期間全体を通じて IFRS 第 9 号について IAS 第 39 号との「並行ラン」を行うという情報を受けた。実務上の観点からは、この「並行ラン」は IFRS 第 9 号の遡及適用及び（修正再表示することを選択する企業にとって）修正再表示した比較情報の作成を容易にすることになる（BC25 項）。
20. IASB は、IFRS 第 9 号は事後的判断を使用せずに可能である場合には企業が比較情報を修正再表示することを認めているが、融資産の分類を決定するいくつかの関連する評価が IFRS 第 9 号の適用開始日において存在する事実及び状況に基づくことを依然として要求していることに着目した。特に、事業モデルの評価及び融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定する選択は、この日現在で行う

ことが要求されている。これは、それらの企業が並行ランにおいて、基本的には金融資産の分類を、当該資産が IFRS 第 9 号の適用開始日において引き続き認識されていると仮定して、当該金融資産が IFRS 第 9 号の適用時にどのように分類されると企業が予想しているのかに基づいて行うことを意味している。言い換えると、企業はそれらの金融資産が IFRS 第 9 号の適用時にどのように分類されると予想しているのかを「事前分析」することになる。IASB は、このアプローチを採用する企業は、その事前分析を使用して、提案している分類上書きを適用するために必要な評価を行うことができると予想している (BC26 項)。

分類上書きの適用条件

(比較情報は IFRS 第 17 号について修正再表示されている)

21. 分類上書きの目的は、企業が IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する場合に表示される比較情報の有用性を改善することである。したがって、分類上書きは、情報が IFRS 第 17 号を適用して修正再表示されている比較対象期間についてのみ利用可能となる⁹ (BC20 項)。

(比較情報は IFRS 第 9 号について修正再表示されていない)

22. 次の理由から、分類上書きは、金融資産に関する比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていない場合に当該比較情報を表示する目的でのみ適用可能となる (BC11 項)。

(1) 企業は比較情報を IFRS 第 9 号について修正再表示することを認められるが、要求はされない。

(2) 企業が比較情報を修正再表示することを選択する場合、IFRS 第 9 号は比較対象期間中に認識の中止が行われた金融資産について比較情報の修正再表示を認めていない。

(金融資産は IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連する活動に関して保有されている)

23. 分類上書きを IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連する活動に関して保有されている金融資産に適用することを提案しており、例えば、バンキング活動に関して保有されている金融資産は提案している分類上書きの要件に適格とはならない。

⁹ IFRS 第 17 号は、企業が IFRS 第 17 号の要求事項を適用して IFRS 第 17 号の適用開始日の直前期間についての比較情報を表示することを要求しているが、企業がより古い期間について比較情報を表示する場合には、当該比較情報は IFRS 第 17 号の要求事項を適用して修正再表示することができるが、要求はされない。

IASB は、この考え方は IFRS 第 17 号の C29 項(a)¹⁰でも要求されているため、企業はこの考え方に慣れているであろうと考えた (BC19 項)。

(金融商品ごとに適用可能とする)

24. IASB は、企業が分類上書きを適用することを選択する場合に、比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていないすべての金融資産に適用するよう要求すると提案すべきかどうかを検討した。IASB は、一部の企業については分類上書きが解決しようとしている問題は企業が保有している金融資産のすべてに関連性があるわけではなく、金融商品ごとに適用可能とすることで特定の金融資産について修正案を適用することの便益がコストを上回るかを企業が評価できるようになると考えた。コストと便益の評価は特定の金融資産について異なる可能性があり、例えば、IFRS 第 9 号の適用開始時における金融資産の予想される分類を評価することの困難や、IAS 第 39 号を適用した金融資産の分類から生じる会計上のミスマッチの程度の相違がその原因となる (BC17 項)。
25. IASB は、企業が都合のよい結果を達成するために修正案を選択的に適用する可能性があるというリスクを検討したが、企業は会計上のミスマッチを減らすこと及び IFRS 第 9 号の適用方法との整合性を高めることを望むことから、このリスクは軽減されると結論を下した (BC18 項)。

(どの資産に分類上書きを適用したのかを開示)

26. IASB は、どの資産に分類上書きを適用したのかを開示することを企業に要求すべきかどうかを検討した。しかし、IASB は、分類上書きを使用した旨を開示することを企業に要求することで十分であろうと決定した。どの金融資産に分類上書きを適用したのかを開示することを企業に要求すると、比較対象期間中に個々の金融資産を追跡することを企業に要求することになり、そのコストは便益を上回る可能性が高いであろう (BC28 項)。

IV. コメント提出者への質問

27. コメント提出者への質問は次のとおりである。

本公開草案における修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの
--

¹⁰ IFRS 第 17 号の適用開始日において、IFRS 第 17 号の適用開始前の事業年度に IFRS 第 9 号を適用した企業に、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連する活動に関して保有されている金融資産について IFRS 第 9 号における事業モデル要件の再評価を認めるというもの。

ような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

V. ASBJ 事務局による補足説明

28. 本公開草案に基づく処理は、次のとおり整理できると考えられる。

時点	対象となる金融資産の処理概要	
移行日まで	IAS 第 39 号の適用	<ul style="list-style-type: none"> ● IAS 第 39 号に従って会計処理する。
移行日	分類上書きへの移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 移行日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して、IFRS 第 9 号の適用開始時にどのように分類されると企業が予想するのかを決定する。 ● 移行時の帳簿価額の差額（IAS 第 39 号と分類上書きの差額）は利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）で認識する。
比較対象期間	分類上書きを適用して比較情報を作成	<ul style="list-style-type: none"> ● IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように作成する。 ● IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における減損の要求事項を適用することは要求されない。
適用日	IFRS 第 9 号への移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 予想した分類が適用日の分類と異なる場合は、比較情報を更新する。 ● IFRS 第 9 号の経過措置を適用する（移行時の帳簿価額の差額（分類上書きと IFRS 第 9 号の差額）は利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）で認識）。

ディスカッション・ポイント

本公開草案の提案内容について、ご質問があればいただきたい。

VI. ASBJ 事務局の分析及びコメント対応方針案

ASBJ 事務局の分析

発効日に非常に近い時点で修正することについて

29. 一般論として、厳正なデュープロセスを経て一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS 基準及び IFRS 基準を開発する IASB の信頼性を損なう可能性があるために、望ましいことではない。
30. 一方、修正せずにそのまま導入すると、誤った情報提供となる可能性が大きくなることや、重大な課題が発生する場合には、速やかに是正措置をとるべきであるという考え方も理解できる。
31. この点、本公開草案で提起されている問題（現行の経過措置では潜在的に重大な会計上のミスマッチが発生すること）は、後者に該当するものであり、発効日前に基準を修正することも止むを得ないと考えられる。

修正案の内容について

32. 今回の修正提案は緊急の是正措置であることを鑑み、その具体的な修正内容は、公開草案の結論の根拠に記載されている論拠も考慮して、受入れ可能なものと思われる。
33. なお、今回の修正提案は強制ではなく任意となっている。重大な会計上のミスマッチの発生を回避することが目的であるならば、会計上のミスマッチが発生する条件を定めて、該当する場合は強制すべきと考えられる。しかし、移行日（太宗の保険会社にとっては、2022年1月1日）直前に強制すべき修正を行うと、既に導入のために準備を進めてきた企業に影響を及ぼすことが考えられる。導入への混乱のリスクを低減させるという実務的な観点からは、強制ではなく、任意とすることも止むを得ない¹¹と考えられる。

コメント対応方針案

34. 第 29 項から第 33 項に記載の理由により、本公開草案で修正提案されている内容に賛成することとしてはどうか。

¹¹ 本公開草案に付属する結論の根拠 BC8 項は「提案している分類上書きの目的は、BC4 項から BC6 項に記述した一過性の問題を実利的かつ的を絞った方法で解決しつつ、他の点では IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の経過措置を変更しないことである。当審議会の考えでは、このアプローチは意図しない結果や IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の導入への混乱のリスクを低減させるであろう。」と記載している。

ディスカッション・ポイント

本資料の第 29 項から第 34 項に記載した ASBJ 事務局の分析及びコメント対応方針案並びにコメント文案（別紙）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別紙

2021年9月XX日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始—比較情報」に対するコメント

(HPでは非公表)

以上